



航空機内への液体類持込制限について

この度は、阪急交通社企画・実施旅行にお申込み頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省の要請により、日本出発国際線でご搭乗される航空機に関しまして、機内持込み手荷物が以下の通り制限されます。お客様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

2007年3月1日(木)より、**日本発国際線全便を対象に、機内にお持込みいただける液体類が制限されます。**液体類には、飲料品・クリーム・ジェル・ローション・オイル類・エアゾール類・歯磨き粉などのペースト状の物も含まれます。

液体類は、100ml(≒リットル)以下の容器入りのもののみ機内にお持込みいただけます。(100mlを超える容器に100ml以下の液体類が入っている場合でも機内への持込は不可となります。)

それらの容器を、再封可能な容量1リットル以下(1辺20cm以下)の無色透明なジッパー付ビニール袋に余裕をもって入れてください。中の容器が一杯で、密封できない場合は、密封できる程度に中身を廃棄していただくことになります。お客様一人当たり、このビニール袋一つのみ機内に持込み可能です。



医薬品・ベビ-ミルク/ベビ-フード等は、ご搭乗される便でご使用になる分量は、ビニール袋に入れなくても持込み可能です。(医薬品は、医師の診断書等が必要になります。ベビ-ミルク/ベビ-フードは、乳幼児のお客様が同行の場合のみに限られます。)

手荷物検査を効率的に実施するため、上記プラスチック袋及びラップトップコンピューター等電子機器はバックから取り出し、別々に検査員に提示してください。

コート、ジャケット、背広の上着などは、検査場にて他の手荷物とは別に検査員に手渡し、X線検査をお受けください。

保安検査後の免税店等で購入した酒類等は、機内持込みが可能です。しかし海外で乗り継ぐ場合は、その国のルールに従い没収される可能性がありますのでご注意ください。

現時点では、米国国内およびEU加盟国・スイス・アイスランド・ノルウェーにて乗り継ぐ場合は、日本の免税店および機内で購入した免税品は没収されますのでご注意ください。

米国国内およびEU、スイス、アイスランド、ノルウェーでも同様の機内持込み制限が、すでに実施されています

EU加盟国 = アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルク、エストニア、キプロス、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、ルーマニア

EUとスイス、アイスランド、ノルウェー国籍の航空会社の機内、または免税店でお買い求めいただきました液体類の免税品(お飲み物、アルコール類、香水等)は密封されたバッグに入れてお渡しいたします。当日のご搭乗機内または免税店で購入されたことがレシート等で証明可能で、かつバッグが開封された形跡のない場合のみ、ヨーロッパ各空港の保安検査場を通過し、お乗継便の機内へお持込いただけます。

予告なしに、規制の内容が変更されている場合もございます。何卒ご了解の程お願い申し上げます。

日本発国際線の最新情報は、国土交通省ホームページでご確認ください。

【http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/12/121219_.html】

なお、機内持込みの可否は、通常の保安検査と同様に、最終的には保安検査場係員の判断となりますので、予めご承知おきください。